

# SGEC 森林認証審査報告書

清光林業「岡清山」

平成 19 年 3 月

(社) 全国林業改良普及協会

## 目 次

I. 清光林業「岡清山」の概要

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

III. 判定事由書

# I. 清光林業「岡清山」の概要

- 1、森林所有者 清光林業株式会社  
岡橋清元 岡橋克純 岡橋順子 岡橋伸浩  
岡橋清隆 岡橋安津子 岡橋一嘉
- 2、森林の管理者 清光林業株式会社
- 3、森林の所在地 奈良県吉野郡川上村大字東川小字オジカサゴ 75 番地 他
- 4、森林の面積 1938.60 ha
- 5、団地数 34 地区 川上村、吉野町、東吉野村、上北山村

市町村別山林面積	人工林	天然林	総面積
川上村	840.62ha	113.60ha	954.22ha
東吉野村	196.65ha	68.37ha	265.02ha
上北山村	121.38ha	597.98ha	719.36ha
総計	1158.65ha	779.95ha	1938.60ha

## 6、森林の資源構成

森林資源構成表

年齢		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21以上	合計	
人工林/スギ	面積		5.41	9.44	43.94	112.16	52.29	63.55	112.75	70.92	41.69	61.42	51.60	37.36	51.90	26.17	19.13	13.66	10.55	3.48	1.30	15.34	811.06	
	木積		489	781	5,367	18,883	13,159	16,908	34,275	23,965	15,335	24,087	21,419	16,423	23,718	12,358	9,557	6,829	5,408	1,824	694	8,838	260,317	
人工林/ヒノキ	面積		2.32	4.05	18.83	48.07	25.41	27.23	48.32	30.40	17.86	26.32	22.12	16.01	22.24	11.22	8.20	5.85	4.52	1.49	0.56	6.57	347.59	
	木積		209	334	2,300	8,092	5,640	7,246	14,689	10,270	6,572	10,323	9,179	7,038	10,165	5,296	4,096	2,926	2,317	781	298	3,787	111,558	
人工林/スギ	小計		7.73	13.49	62.77	160.23	77.7	90.78	161.07	101.32	59.55	87.74	73.72	53.37	74.14	37.39	27.33	19.51	15.07	4.97	1.86	21.91	1158.65	
人工林/スギ	小計		698	1,115	7,667	26,975	18,799	24,154	48,964	34,235	21,907	34,410	30,598	23,461	33,883	17,654	13,653	9,755	7,725	2,605	992	12,625	371,875	
天然林	面積			43.36	200.93	38.01		2.82	25.93	25.23	13.28	123.92	66.99	54.15		63.83							658.45	
	木積			2341	14,267	3,345		330	3,449	3,683	2,058	20,447	11,321	9,422	11,553									82,216
人天面積①	小計		7.73	13.49	106.13	361.16	122.71	90.78	163.89	127.25	84.78	101.02	197.64	120.36	128.29	37.39	91.16	19.51	15.07	4.97	1.86	21.91	1,817.10	
人天面積②	小計		698	1,115	10,008	41,242	22,144	24,154	49,294	37,684	25,590	36,468	51,045	34,782	43,305	17,654	25,206	9,755	7,725	2,605	992	12,625	454,091	
困難地																							109.21	
崩壊地																								11.50
伐採跡地																								0.79
他小計③																								121.50
合計面積			7.73	13.49	106.13	361.16	122.71	90.78	163.89	127.25	84.78	101.02	197.64	120.36	128.29	37.39	91.16	19.51	15.07	4.97	1.86	21.91	1,938.60	
合計木積			698	1,115	10,008	41,242	22,144	24,154	49,294	37,684	25,590	36,468	51,045	34,782	43,305	17,654	25,206	9,755	7,725	2,605	992	12,625	454,091	

## 7、地域の概況

### 吉野林業の歴史と特色

吉野林業地帯は、年間 4,000 ミリを超えるわが国最多の降水雨量がある大台ヶ原を背後に控え、豊富な雨量と地力に恵まれ、良質のスギ、ヒノキの産地として中世以来、城郭や大規模な寺社建築に原

木を提供してきた古い歴史を持つ。主として吉野林業と呼ばれる地域は、奈良県吉野郡川上村と東吉野村、黒滝村で、ことに近世から植林が盛んになり、灘の酒造業の発展とともに、樽丸林業として特異な発展を遂げてきた。吉野における植林の始まりについては、中世の元亀年間（1501—1503）に川上村で始まったとする説（「吉野林業全書」明治 31 年刊）には否定的な見方もあったが、近世中期には吉野林業は確立していたということに異論はなく、近年は元亀年間起源説を支持する学者も少なくない。いずれにしてもわが国で最も早く植栽による林業が確立した地域であり、世界的に見てもきわめて早い時期に発達した林業地帯である。

吉野林業地帯では杉が多く植林され、その育林方法は「密植・多間伐・長伐期」という吉野独特の施業で、吉野では 1ha 当たり 8,000 本から 12,000 本という普通の数倍もの苗木を植える超密植が行われてきた。密植するのは、それによって木の生長のスピードを抑制し、年輪を密にし、本末同大にするためだが、それだけではひよろひよろの木になってしまうので、間伐を繰り返し行いながら、大径木に育てていく。そうやって成長したその杉の特色は、通直で立木の元と末との直径の差が外の地域の立木と比べて少なく、節が少なく、年輪が細かく、心材部の色がピンクに近い赤色をしていることである。これらの吉野材の特色が酒樽や高級内装材に適していた為、吉野材の需要を呼び、吉野材ブランドを確立して、吉野林業の発展を促した。

これほどまでの密植がなぜ行われたかについては次のような説がある。もともと吉野は急峻な地形の為、耕地が少なく食料が乏しく、林業が唯一の産業であるが、立木が製品のとれる大きさに成長するには当然相当の時間がかかり、また成長の間に、台風などの自然災害によって立木が一気に土砂で流されてしまうといったことも珍しくなかった。こうした理由から 18 世紀初め頃から経済的に困窮した吉野の人が、奈良県の平野部の豪農等資産家に所有山林を高く買ってもらう為により多く植林した事が、密植に繋がったという説である。また山林を売却した吉野の人たちは、山林の新所有者である資産家から委託の形で、その山林の管理、育林を任された。この委託された者を山守といい、この山林所有者と山守との関係を「山守制度」といい、現在まで 300 年近く続いている。

第二次世界大戦中、軍用材を供給するために、強制伐採によって吉野の山林も荒れたが、戦後においても、吉野の「密植 多間伐 長伐期」を特色とする施業は山守によって忠実に守られ、吉野の美林を形成してきたといえる。

## 8、清光林業の沿革

### 吉野林業と「岡清山」の沿革

清光林業株式会社の創業家である岡橋家は、代々、大和国高市郡真菅村小槻（現在の奈良県橿原市小槻町）で庄屋を司っていたが、江戸時代中期から吉野の山林を少しずつ手に入れるようになり、特に明治、大正、昭和の初期にかけて所有山林を増やし、ほぼ現在の規模（約 1900ha）になった。岡清山といわれる由縁は代々岡橋家の当主の名前に「清」という字が使われていた為だと言われている。現在の社長、岡橋清元（きよちか）は、岡橋家の 17 代目の当主に当たる。

「岡清山」は、吉野林業の中核地帯である川上村、東吉野村のほか、吉野町、上北山村の 1 町 3 村に及び、吉野林業地のなかでも立地条件のよい山が多く、いわゆる銘木級の高齢林分が多いのが特色である。1 町 3 村に分布する「岡清山」の面積は、広さからいうと川上村、上北山村、東吉野村、吉野町の順となる。全体の半分近くが直営山林で、半分以上が吉野の慣行的林業である山守制度に支えられた山林である。

先代の岡橋清左衛門によって清光林業株式会社が設立されたのは、昭和 25 年（1950）2 月 24 日である。当初、清光林業の業務の大半は大阪市内の所有物件等の不動産管理業務がむしろ主で、森林の施業は主に山守が行っていた。しかし山守の高齢化、村の過疎化が重なり山守不在の山林が増だし、昭和 53 年頃から、現社長の岡橋清元氏が山守不在の山林を会社の直営林として、自ら経営に取組、岡橋清元氏の師である大橋慶三郎氏が考案した工法によって直営林に作業道を開設し、林業機械を導入した近代的林業経営を始めた。この工法は、生産性の観点にとどまらず、自然環境の保全及び自然災害の防止等に配慮したものとして高い評価を得ている。現在も作業道を開設しながら、それを活用した育林、素材の生産を積極的に行っている。

これらの林業経営が評価され、社長の岡橋清元氏は、平成 7 年度農林水産祭林業部門で、内閣総理大臣賞を受賞している。

## 9、清光林業株式会社の概要

① 所在地            本店     〒556-0021 大阪市浪速区幸町 2 丁目 2 - 2 0  
                         支店     〒639-3113 奈良県吉野郡吉野町飯貝 7 0 1

② 設立年月日        昭和 2 5 年 2 月 2 4 日

③ 資本金             1 0 0 0 万円

④ 代表者名         代表取締役 岡橋清元

⑤ 社員数            本店    3 名  
                         支店    8 名

⑥ 保有機械

- バックホー        3 台
- グラップル        2 台
- フォークリフト    1 台
- アイヨン          2 台
- タンプ             3 台
- 乗用車             3 台

⑦ 施業履歴(過去5年)

	造林	雪起し	下刈	間伐	搬出量(m3)	年度合計
H13年				40.30	3,220	40.30
H14年				35.76	2,156	35.76
H15年				50.32	2,909	50.32
H16年	0.79	0.79	0.79	53.87	2,854	56.24
H17年		0.79	0.79	47.18	2,667	48.76
合計	0.79	1.58	1.58	227.43	13,806	231.38

単位(ha)

⑧最近5年間の森林被害の記録

- 病害：特になし
- 虫害：特になし
- 獣害：ニホンジカの食害 散発的  
特に「シカ害」については、奈良県全域で、多発しているため、今後、行政機関と協力し、モニタリング等による現状把握に努め、対策を考えていく意向である。
- 気象害：平成10年の7号台風で、東吉野村の団地などに壊滅的な被害が出た。  
激甚災に指定され、現在復旧中である。

## 10、清光林業株式会社「経営方針」

<清光林業の目標>

- 一、**調和** 自然の営みに学び、自然と人との調和ある豊かな山づくりを通じ、国土の保全と地球環境に貢献する林業をめざします。
- 二、**勇氣** 勇氣を持って不断の経営改革に挑戦し、魅力ある林業、尊敬される林業をめざします。
- 三、**潤い** 良質な吉野材の提供を通じ、木に親しむ豊かな生活文化の創造と、潤いある人と人のつながりを大切にする社会づくりをめざします。

2000年2月24日

清光林業株式会社 50周年記念誌 「調和」より

「密植・多間伐・長伐期」という吉野独特の施業によって、山林の荒廃を防ぎながら良質材を生産してきた吉野林業も、日本の生活様式の変化、輸入材の影響などにより、需要の低迷、材木価格の下落により、経営環境としてはかなり厳しい状況であるが、弊社はこの「密植・多間伐・長伐期」という施業方針をこれからも林業経営の基本とする。

しかし厳しい経営環境の中でこの施業方針を将来において変えないためにも、作業道開設による育林費用、木材搬出コストの削減 作業のマニュアル化による人材の確保及び育成 自然環境に配慮した施業によって生産された吉野材をより多くの人達に使うための宣伝活動を積極的に行っていく。

### ① 施業方針

「密植・多間伐・長伐期」施業を基本とし「生物多様性を考慮した施業指針」（別紙参照）に沿った林業経営を行う。

### ② 作業道の活用

大橋先生の山林を痛めない作業道(作業道マニュアル参照)を開設しそれを利用することによって、木材搬出コストの削減及び木材の安定供給を行い、より多くの人に「吉野材」を使用してもらう。また作業道を育林にも利用して育林コストを下げる。

### ③ 人材確保及び育成

作業道に林業機械を導入することによって、短期間の訓練で人材を育成できるので、求人の際には、林業経験者にこだわらず幅広く人材を募集する。

「安全作業マニュアル」・「安全衛生及び健康管理マニュアル」を整備してそれを遵守することによって安定した雇用を確保する。

また、弊社は現在雇用している従業員に対して、給与は月給制で、週休2日制をとっており、社会保険、雇用保険、労働災害保険に加入している。

新規雇用に対しても同様の条件とする。

### ④ 吉野材の宣伝活動

「吉野材」の利用者を増やすために、環境にやさしい良質材であることを積極的にアピールしていく。すでに工務店、消費者を弊社管理の山林に案内して「吉野材」に対する関心を深めても

らった結果、吉野材の購入を希望される方も徐々に始めており、今後もこのような活動を継続していく。

#### ⑤ 地域社会との連携

地元の高校の依頼で、高校生に対して林業機械体験研修を行ったり、川上村が主催する、きこりの技術を競う「そまびと」大会に参加するなど、地元のイベントに積極的に参加することにより地元とのつながりを大切にしていく。今後も引き続きこのようなイベントに参加していく。

## 11、環境方針

長年、環境に配慮した施業を行ってきた吉野林業を基本にして、地球温暖化の防止・水土保持・生物多様性の保全に取り組んでいく。またより多くの人達が自然・環境への認識を深めてもらえるよう努める。

### ① 施業方針

1. 「生物多様性を考慮した施業指針」を基本とした施業を行い、生物多様性の保全・森林の多面的な機能の維持・向上を図る。
2. 施業の実施にあたっては、森林管理に関する法令等を遵守し、土壌及び水資源の保全に努めるとともに、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に努める。

### ② 地球温暖化対策

施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に極力努めるとともに取扱いについては慎重に行い「作業現場における油類の管理マニュアル」を順守し、大気汚染物質や廃棄物については、発生の抑制に努めると共に地域で定められた方法により適切に処理する。

### ③ 生物多様性の保全

モニタリングを実施し、森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握し、貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行う。また調査研究・教育の為、地方自治体、大学・研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。

### ④ 病虫害・獣害対策

病虫害に対しては、健全な森林の育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める。  
原則として、林業薬剤は使用しないが、今後植生に異常をもたらす病虫害等が発生した場合には、清光林業株式会社「林業薬剤管理マニュアル」に従い、最小限度の使用をすることもあり得る。  
カモシカ・ニホンジカ・野ウサギの食害については、防護柵などを設置して対応する。今後、より生態系に配慮した対策があれば積極的に試行していく。

⑤ 気象災害対策

風害等に対処するため、「生物多様性に配慮した施業指針」にもとづいた間伐を行う。  
台風などの気象災害が発生した場合は、可能な限り風倒木を処理し、復旧に努め、崩落等で復旧が困難な場合は、速やかに森林組合・行政機関に連絡して対応を協議する。

⑥ 山林火災への対応

清光林業株式会社「山林火災予防マニュアル」を遵守し、防火に努める。  
火災発生時には、消防署、地元警察署、地元住民に直ちに連絡し消火及び火災の拡大防止に努める。消火後は、林地の復旧に努める。

⑦ 自然環境教育

生物多様性の保全など自然環境に関する知識を深めるよう従業員一同努め、より多くの人々にも知識を深めてもらう場として、創立 50 周年記念事業として平成 11 年に設置した広葉樹展示林「八千代の森」を自然環境教育の場として活かしていく。

## 12、生物多様性を考慮した施業指針

吉野の林業は、遠い昔から長きにわたって環境に配慮した施業を行ってきた。

山の育林管理を任された山守が、委託された山林の境界確認から森林の環境・生育の状態、獣害・病害・自然災害の有無の監視を絶えず行い、また育林作業の効果や今後の施業方針等を山主に報告・相談しながら森林を育成してきた。

植林は地元の優良木から採取した実生苗を使うことで、様々な森林災害等の影響を小さくし、適地適木の考えから植栽を行ってきた。植栽樹種に迷った時は、杉桧の混植を行い生育状態から優劣樹種の選定をし、その土地に合った樹木を成林させている。

除間伐をかかさず行うことで、林内に日光を入れ、低灌木類や下草を生やし表土の保全を図り林内環境の増進に努めてきた。

立木一代で12～13回の弱度の間伐を繰り返す長伐期施業を目指し、大面積皆伐は決して行わなかった。

今後もこの伝統的な吉野の育林技術を守り、森林管理に関する法令等を遵守し、市町村整備計画の施業基準に従い、常に適切な森林管理を行うことで、地球温暖化の防止、水土保持、森林生態系の機能維持等、生物多様性の保全を十分に考慮した持続可能な林業経営を目指す。

### 【施業指針】

#### ① 主伐

施業計画は長伐期施業を基本方針とし、弱度の間伐を多く行うことで下層植生を豊にし、林地保全、水土保持等森林環境の増進を図る。

尾根筋や沢筋、岩石地や急斜面等は保護樹帯として設定し、生物多様性の保全に配慮する。

#### ② 間伐

弱度の間伐を多く行うことで、植栽木の成長を促進させ、年間の森林成長量を持続することで二酸化炭素の吸収・固定機能を安定させる。また、林内照度を高めることで、下層植生等の生育を促し、浸透性が高くより厚みのある土壌層を生成する環境を作り公益的機能の維持・増進を図る。

林内に現存する広葉樹は、生物多様性の保全のため、適度に残すとともに、対象木に貴重な野鳥等の営巣が確認された場合は、伐採を取りやめるなどの必要な処置を講ずる。

### 【間伐木の選定】

#### 1. 除伐、保育期間（10年生～35年生）

- ・35年生までに、形質の悪いもの、樹冠の偏ったもの、被害木を3年～5年の間隔で伐り尽くす。
- ・35年頃から、立木の形質の良し悪しが、はっきりしてくる為、永代木を選定し樹冠のうっ閉率を大きく破らないよう慎重に間伐木を選定する。

#### 2. 保育、利用折衷伐（40年～60年生）

- ・7年～10年の間隔で約20%を間伐、成長が抑制された幹の細い木は、必ず伐ることとし、配列、樹冠のうっ閉率を重視して間伐木を選定する。

### 3. 利用間伐（70年～135年生）

- ・ 10年～15年間隔で約20%を間伐や配列を重視して間伐木を選定する。
- ・ 100年以上は、15年～20年間隔とし樹冠のうっ閉率を重視して間伐する。

### ③ 集運材

近隣の水資源や土砂流出防止などへの影響を考慮し、地表面の保護、流出防止に努める。  
作業中はこまめにエンジンを切り、省エネに努め無駄な燃料を節約する。  
常に安全で効率的な作業を行い、機械の排気に注意し大気汚染を軽減するよう努める。

### ④ 造林

#### 1. 植林

適地適木の原則を守り「森林施業計画」に基づいて、ヘクタール当り7,000～8,000本を植林。  
カモシカ、ニホンジカ、野ウサギの食害防止の為、防護柵またはネットを設置する。今後は生物多様性の保全に配慮して、可能な場合は、天然更新等の活用も検討する。

#### 2. 補植

植付け後、巡視等により根付かなかった苗木が確認された場合、すみやかに新しい苗木を同じ場所に植える。但し、個々の植付け本数により必要が無いと判断すれば、その限りではない。

### ⑤ 保育

#### 1. 下刈

植栽後3年までは年2回刈り、4年～5年は年1回刈りを行う

#### 2. つる切、枝打ち

つる切は、6年生～8年生に行い、つぎに下枝の切り落としと劣悪木の伐採を合わせて行う。

### ⑥ 天然林・水辺林の取り扱い

天然林は、保護樹帯及び水辺林として、生物多様性の保全のために自然の推移に委ね、地域の自然植生の維持に努める。

### ⑦ 保護上重要な動植物の保護

奈良県版のレッドデータブックを参考にし、地域・流域における保護上重要な動植物（絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧、地域個体群）についての把握に努める。

また、巡視時・作業完了時には、「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを実施し、継続的に森林の現況及び所有山林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める。

もし、生息・生育することが確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見を聞いた上で保護マニュアルを定め、必要な保護対策を行う。

### ⑧ 病虫獣害対策

#### 1. 病虫害

施業の実施にあたっては、生物多様性の保全、水土保全の観点から、健全な森林の育成に努め、

病虫害の発生の抑制に努める。

原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもと、最小限の使用とする。

## 2. 獣害

獣害 特に「シカ害」について全山で多発しているため、今後、行政機関とも情報交換しながらモニタリングによって現状を把握していき対策を考えていきたい。

やむを得ず薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い適切な管理のもと最小限の使用とする。今後、より生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していく。

また、行政機関や研究機関などからモニタリング調査の協力依頼があれば積極的に協力する。

## ⑨ 施業実施仕様書の徹底

施業の実施にあたっては、「施業実施仕様書」を作業者に徹底させる。

## Ⅱ. 清光林業「岡清山」の審査経過

清光林業「岡清山」の審査は、(社)全国林業改良普及協会の児島裕、野田昭一、大竹秀一、西本順蔵の4名が担当した。

平成17年4月1日／審査申込

### 【企画審査】

5月17～19日／「企画審査」での現地確認

(場 所)

清光林業「岡清山」ほか

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 審査主幹 大竹秀一  
専門審査員 西本順蔵

(出席者)

清光林業株式会社 代表取締役 岡橋清元  
" 林業企画部長 石原成樹

(聞き取り対象者)

川上村村長 大谷一二  
川上村産業振興課課長補佐 泉谷隆夫  
川上村森林組合 参事 大辻昭夫  
奈良県南部農林振興事務所林業普及第一課 細尾宏之  
川上村 山守 上大 昭  
川上産吉野材販売推進協同組合代表理事 上寫逸平  
" 理事 松尾光泰

(内 容)

1. 「企画審査」での現地確認。
2. 「岡清山」の沿革・現況・経営方針などについて聞き取り。併せて関連資料の確認。
3. 「岡清山」の山守制度について
4. 吉野地域の森林及び林業・林政について聞き取り。
5. 対象地域内の自然環境・文化財について聞き取り
6. 行政の担当者に、病虫害・獣害・森林火災・気象害の状況及び入会権の有無など。
7. 清光林業の地域に対する貢献について

## 9月8日／審査要件の設定

(内 容)

「企画審査」での現地確認の結果を報告するとともに、SGECの7つの基準・36の指標・67のガイドラインに基づき設定した「審査要件」の候補を審査委員会に諮り、別紙「審査判定表」の63項目を「審査要件」として決定した。申請者に「審査要件」を伝えた。

## 【確認審査】

### 10月10～13日／「確認審査」での現地確認

(場 所)

清光林業「岡清山」ほか

(審査委員)

東京農業大学教授・農学博士

河原輝彦

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会

児島 裕

(社)全国林業改良普及協会

西本順蔵

(出席者)

清光林業株式会社 代表取締役

岡橋清元

林業企画部長

石原成樹

(聞き取り対象者)

奈良県南部農林振興事務所林業普及第一課課長 中野 悟

川上村産業振興課課長補佐 泉谷隆夫

川上村教育委員会事務局社会教育主事 西浦 章

松尾製材株式会社 杉人 松尾昭良

〃 専務 松尾成浩

吉野木材協同組合連合会常務理事 上平守男

(内 容)

1. 「確認審査」での現地確認を行った。
2. 対象山林に関する確認資料の内容について質疑応答を行った。併せて関連資料の確認。
3. 対象地域内の自然環境・文化財について聞き取り。
4. 地域での森林・林業体験イベントなどの実施状況について
5. 吉野地域における木材の流通状況について聞き取り。
6. 木材市場における木材の極積みの状況について確認。

### 3月13日／「確認審査」での審査委員会

「確認審査」に基づき、審査結果を審査委員会に諮り、審査判定を行った。

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
東京農工大学助教授・農学博士	土屋俊幸
木構造振興(株)専務取締役・農学博士	西村勝美
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田昭一

#### 【審査判定】

提示資料及び現地確認審査による審査判定表の内容から、清光林業「岡清山」は、SGEC 森林認証に値する森林であるものと認められた。

(判定内容については、判定事由書参照)

## 確認資料一覧

- ・ 森林簿
- ・ 森林施業計画書（平成 14～19 年）
- ・ 森林施業計画認定書（写し）
- ・ 森林施業の実施に関する長期の方針
- ・ 森林の現況ならびに伐採計画及び造林計画
- ・ 所有山林位置図（ゾーニング図）
- ・ 林相現況図（1/5000）
- ・ 吉野地域森林計画書
- ・ 北山・十津川地域森林計画書
- ・ 川上村森林整備計画書
- ・ 上北山村森林整備計画書
- ・ 東吉野村森林整備計画書
- ・ 吉野町森林整備計画書
- ・ 吉野熊野国立公園公園計画図
- ・ 清光林業創立 50 周年記念誌「調和」—明日の林業に向けて
- ・ 清光林業株式会社「経営方針」
- ・ 清光林業株式会社の環境方針
- ・ 生物多様性を考慮した施業指針
- ・ 作業道開設マニュアル
- ・ モニタリング調査実施要領
- ・ 巡視報告書・作業完了時報告書
- ・ 施業実施仕様書
- ・ 作業現場における油類の管理マニュアル
- ・ 林業薬剤管理マニュアル
- ・ 安全作業マニュアル
- ・ 安全衛生及び健康管理マニュアル
- ・ 山林火災予消防マニュアル
- ・ 緊急連絡システム表
- ・ 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画—モニタリング報告書
- ・ 「川上村誌」（吉和村(旧)教育委員会）
- ・ 川上村内指定文化財一覧表
- ・ 吉野林業概要
- ・ 「大切にしたい奈良県の野生動植物」（奈良県）
- ・ 「広島県の野鳥」（1980 広島県林務部）
- ・ 国指定文化財等データベース(文化庁)

### Ⅲ. 判定事由書

#### 清光林業「岡清山」の審査における判定事由

##### 【審査判定】

「企画審査」での審査委員会により、SGECの定める7つの基準・36の指標・67のガイドラインのうち、「清光林業「岡清山」 審査判定表」のとおり、63項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、清光林業「岡清山」は、認証に価すると判定された。

なお、審査委員会により、下記4項目について、「向上目標」が付記された。

##### (向上目標)

1. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること（2-2-1）
2. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林に生息・生育する希少動植物の把握に努めること（2-3-1）
3. 従業員及び山守を対象とした生物多様性の保全に関する研修等を行い、環境配慮に対する意識を共有すること（5-3-1）
4. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林の状態を常に把握するよう努めること。その結果は、今後の森林施業に役立てること（7-1-1）

## **基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定**

### **1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。**

#### **1-1-1 / 妥当である**

認証対象森林は、奈良県吉野郡川上村・東吉野村・吉野町・上北山村に所在する清光林業(株)が管理経営する「岡清山」1938.60ha である。

「森林簿」「森林計画図」などが常備されており、現地で確認した。

### **1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。**

#### **1-2-1 / 妥当である**

「森林簿」は、5年おきの森林施業計画樹立の際の森林調査により、更新されている。

### **1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。**

#### **1-3-1 / 妥当である**

森林計画図（1/5000）を常備している。

なお、主な境界には境界杭が設置されており、伝統の書き付け等で、認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した。

### **1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。**

#### **1-4-1 / 妥当である**

認証対象森林は、吉野森林計画区及び北山・十津川森林計画区に位置しており、地域森林計画により、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、と木材等の生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分され、各々「目指すべき林相」と施業の考え方が明示され、それに従っていることを確認した。

#### **1-4-2 / 妥当である**

認証対象森林は、吉野森林計画区及び北山・十津川森林計画区に位置しており、川上村・東吉野村・吉野町・上北山村の各「森林整備計画」に基づく「森林施業計画書」がそれぞれ樹立（一部団地共同）され、認定されていることを確認した。

清光林業の「経営方針」及び「生物多様性を考慮した施業指針」、「森林施業の実施に関する長期の方針」により、その実施状況を現地で確認した。

#### **1-4-3 / 妥当である**

清光林業では、「環境方針」を定め、地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全など、環境に配慮した施業を「生物多様性を考慮した施業指針」に基づいて行っていくことを確認した。

また、清光林業では、吉野林業の伝統に根ざした長伐期施業を基本方針としている。

**1-5. 人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。**

#### **1-5-1 / 妥当である**

認証対象森林の天然林は、保護樹帯及び水辺林として、生物多様性の保全のために自然の推移に委ね、地域の自然植生の維持に努める方針である。

なお、「森林施業計画書」の天然林に関する内容は、川上村・東吉野村・吉野町・上北山村の各「森林整備計画」に準拠していることを確認した。

### **基準2 生物多様性の保全**

**2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。**

#### **2-1-1 / 妥当である**

認証対象森林は、吉野森林計画区及び北山・十津川森林計画区に属しており、地域森林計画書において、対象地の特性をふまえて「水土保持林」と「資源循環利用林」に区分され、各々について森林整備の推進方向が定められている。

また、生物多様性の維持・向上の観点から「環境方針」とそれに基づく、「生物多様性を考慮した施業指針」を定めており、これらは上位計画に照らして適切である。

#### **2-1-2 / 妥当である**

認証対象森林の上北山村直営林の尾根筋等に天然林がまとまって残されている。これらは、戦前に炭焼きなどが行われていたところで、原生林またはそれに近い天然林ではないという。しかし、ブナの林床にシロヤシオなどからなる冷温帯性の落葉広葉樹林が、良好な状態で成立しているため、水土保持及び生物の多様性の保全上の配慮から、今後も自然の推移に委ね、地域の自然植生として保存して行く方針である。

**2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。**

#### **2-2-1 / 妥当である（向上目標）**

森林計画図を樹種別（スギ・ヒノキ・その他広葉樹）に色分けした「林相現況図」（1/5000）を常備

している。

これまで認証対象森林の動植物の本格的調査は行われていないが、社長の岡橋氏は、動植物に造詣が深く、対象森林内の動植物は、ほぼ把握している。

今後、モニタリングを継続的に実施することにより、「貴重な動植物の存在が確認できれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努める」こととしている。

#### **2-2-2/妥当である**

認証対象森林には、沢筋などに広葉樹林が残されている。

人工林となっている林分についても、ヤマザクラ、ホウノキ、キハダなどの広葉樹が残されている。なお、「生物の多様性を考慮した施業指針」により、「天然林は、保護樹帯及び水辺林として、生物多様性の保全のために自然の推移に委ね、地域の自然植生の維持に努める。」ことを確認した。

**2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。**

#### **2-3-1/妥当である（向上目標）**

「大切にしたい奈良県の野生動植物」を常備し、希少動植物の生息情報の収集に努めている。

清光林業では、巡視時・作業完了時に、モニタリング調査を継続的に実施し、貴重な動植物の存在が確認できれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努めることを確認した。

#### **2-3-2/妥当である**

認証対象森林には、上北山村の団地を中心に良好な広葉樹林が残されており、その他の人工林内においても、キハダ・トチノキ・ホオノキ・ヤマザクラ・ケヤキなどの広葉樹は、これまでにも保存に努めてきたという。

また、生物多様性を考慮した施業指針で「林内に現存する広葉樹は、生物多様性の保全のため、適度に残すとともに、対象木に貴重な野鳥等の営巣が確認された場合は、伐採を取りやめるなどの必要な処置を講ずる」としている。

#### **2-3-3/妥当である**

清光林業(株)では、大橋慶三郎氏考案の作業路を積極的に整備している。これは、水土保持と管理コストの低減を狙いとし、山の切取りを最小限に抑えた小幅の作業道を、現地の自然条件や地形に照らして最も環境に負荷が少ない方法を選んで整備していくというものである。土留等の工作物もほぼ全て林地残材の小径木を利用し、その隙間は、数年で植生に覆われ、は虫類や昆虫などの格好のすみかになっている。

## **2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。**

### **2-4-1 / 妥当である**

芸術的な吉野林業の手本とされる森林であり、密植、多間伐の伝統が守られている。自然落枝を狙うため、若齢林の密度がやや高い傾向があるが、下層植生や土壌層は良好であり、その保全には、細心の注意を払っていることが伺える。

## **基準3 土壌及び水資源の保全と維持**

### **3-1. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。**

#### **3-1-1 / 妥当である**

認証対象森林では、過去5年以内に主伐は行われていない。

尾根筋や岩石地、急斜面、沢筋には広葉樹林が残されており、保護樹帯として機能している。

#### **3-1-2 / 妥当である**

認証対象森林には、岩石地、急斜面には、広葉樹林が保護樹帯として残されている。

「生物の多様性を考慮した施業指針」により、主伐に当たっては、「尾根筋や沢筋、岩石地や急斜面等は保護樹帯として設定し、生物多様性の保全に配慮する」ことを確認した。

### **3-2. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。**

#### **3-2-1 / 妥当である**

認証対象森林の「水土保全林」は、森林施業計画・「生物の多様性を考慮した施業指針」によって取り扱われており、市町村森林整備計画の基準・規範等に準拠していることを確認した。

#### **3-2-2 / 妥当である**

前記の作業路の大きな特色は、林地崩壊をおこさないことにある。集運材は、高密度に設置された路網を利用し、大型機械を利用せずに、「生物多様性を考慮した施業指針」により、地表面の保護に配慮しながら行われている。

作業の流れは、収穫間伐の近づいた林分に上記①作業道を開設、②同時に支障木とともに周辺林分の間伐、③ウインチとグラップルによる集材、④2tトラックによる搬出。

一部高級材等の立木販売材については、ヘリコプターによる搬出が行われている。

### **3-3. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。**

### **3-3-1 / 妥当である**

清光林業(株)では、燃料・オイル類は、関係法令及び「燃料・オイル類管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、止む終えず林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「所有山林における林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

## **3-4. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。**

### **3-4-1 / 妥当である**

清光林業(株)では、公共林道の枝線として、作業路を積極的に整備している。これは、水土保持と管理コストの低減を狙いとし、山の切取りを最小限に抑えた小幅の作業路を、現地の自然条件や地形に照らして最も環境に負荷が少ない方法を選んで整備していくというものである。土留等の工作物もほぼ全て林地残材の小径木を利用し、その隙間は、は虫類や昆虫などの格好のすみかになっていることを確認した。

## **基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持**

### **4-1. 伐採量は森林の機能区分別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。**

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。

#### **4-1-1 / 妥当である**

「森林整備計画書」の伐採計画の範囲内で、伐採を行っている。生物多様性を考慮した施業指針は「長伐期施業として、皆伐は行わず、弱度の間伐を多く行うことで下層植生を豊にし、林地保全、水土保持等森林環境の増進を図る」こととしており、その実施状況を確認した。

また、沢筋などに広葉樹などが残されていることも確認した。

#### **4-1-2 / 妥当である**

認証対象森林の森林施業計画及び収穫予定、「生物の多様性を考慮した施業指針」等は、市町村森林整備計画の基準・規範に準拠していることを確認した。

#### **4-1-3 / 妥当である**

認証対象森林の森林施業計画及び収穫予定、「生物の多様性を考慮した施業指針」等は、市町村森林整備計画の基準・規範に準拠して実行されていることを確認した。

### **4-2. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。**

#### **4-2-1 / 妥当である**

最近5年間の施業履歴を確認した。

認証対象森林の森林施業計画・「生物の多様性を考慮した施業指針」等は、市町村森林整備計画の基準・規範に準拠し、伐採後は2年以内に「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えていることを確認した。

#### **4-2-2 / 妥当である**

認証対象森林の森林施業計画・「生物の多様性を考慮した施業指針」等は、市町村森林整備計画の基準・規範に準拠していることを確認した。主伐が行われた場合は、2年以内に「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えることを確認した。

#### **4-2-3 / 妥当である**

認証対象森林の森林施業計画・「生物の多様性を考慮した施業指針」等は、市町村森林整備計画の基準・規範に準拠していることを確認した。伐採後は2年以内に「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えている。

#### **4-2-4 / 妥当である**

吉野地域では、近年シカによる苗木の食害が、深刻化しており、植林には防護ネットが欠かせないものとなっている。対象森林には、H15年の台風による激甚災を被った林分が有り、植栽後のシカ対策は講じられたが、積雪期の侵入など、特にヒノキに大きな被害が見られる。マツやケヤキ等の広葉樹に改植するなど対策を講じているが、抜本的な解決策は見つかっていない。県や町村などと対策を検討中である。

### **4-3. 天然林についても、的確な更新作業が行われていること。**

#### **4-3-1 / 妥当である**

認証対象森林の天然林は、奥地、岩石地、急斜面などに残されており、天然林は、原則として、生物多様性の保全のために自然の推移に委ね、地域の自然植生の維持に努めることとしている。

#### **4-3-2 / 適用除外**

現地確認により、天然林の択伐施業は、行われていないことを確認した。

### **4-4. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。**

#### **4-4-1 / 妥当である**

認証対象森林の森林施業計画・「生物多様性を考慮した施業指針」等は、市町村森林整備計画の基準・規範に準拠していることを確認した。

芸術的な吉野式林業の手本とされる森林であり、密植、多間伐の伝統が守られているとともに、所々

に除伐の際に残されたキハダ、トチノキ等の広葉樹が生育していることを確認した。

#### **4-4-2 / 妥当である**

最近5年間の施業履歴に保育の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

「森林施業計画書」の保育計画に基づいて、保育を行う予定である。

#### **4-5. 必要に応じて間伐が的確に実行されること。**

##### **4-5-1 / 妥当である**

「森林施業計画書」の伐採計画及び「生物多様性を考慮した施業指針」に基づいて、計画的に間伐を行っている。

吉野式林業の手本とされる森林であり、密植、多間伐の伝統が守られている。

##### **4-5-2 / 妥当である**

「森林施業計画書」の伐採計画及び「生物多様性を考慮した施業指針」に基づいて、計画的に間伐を行っている。

林内には、所々にキハダ、トチノキ等の広葉樹が残されている。

##### **4-5-3 / 妥当である**

最近5年分の施業履歴に、保育間伐、収入間伐の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

#### **4-6. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。**

##### **4-6-1 / 妥当である**

清光林業では、下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

病虫獣害対策に当たっては、「生物多様性を考慮した施業指針」に基づいて行い、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

##### **4-6-2 / 妥当である**

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。

病害：特になし

虫害：特になし

獣害：ニホンジカの食害

特に「シカ害」について全山で散発的に発生しているため、今後、行政機関と協力し、モニタリング等による現状把握に努め、対策を考えいく意向を確認した。

#### 4-7. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

##### 4-7-1 / 妥当である

「林野火災予消防マニュアル」を定め、従業員、作業者等に徹底するとともに、地元消防団と協力しながら林野火災の予防及び消火体制を整えている。

##### 4-7-2 / 妥当である

地域の消防団、関係機関が実施する消防訓練には積極的に参加し、連携した活動を行っている。

##### 4-7-3 / 適用除外

近年、森林火災が発生していないことを確認した。

#### 4-8. / 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめていること。

##### 4-8-1 / 妥当である

林業薬剤は使用していないが、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

### 基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

#### 5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

##### 5-1-1 / 妥当である

森林管理及び環境保全上必要な法令及び条例を遵守する事を確認した。

##### 5-1-2 / 妥当である

「林野小六法」「環境六法」などの法令集が常備されており、いつでも参照できる環境が整えられている。

#### 5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。

##### 5-2-1 / 適用除外

入会林野ではないが、地元民の慣習的利用権として、山守制度がある。吉野林業は、特色のひとつである山守制度によって成り立ってきた。山守制度は300年近い歴史がある山主と地元の山守の間の委託契約であり、山林の権利を売った人たちは、山主からの委託の形で、植林・撫育の仕事を継続することができた。山主は山守に対し、これら撫育費用を支払い、皆伐時に山林の見廻り、管理料として立木の売却代金の3%から5%を山守に支払うという契約が一般化している。

#### **5-2-2 / 妥当である**

上記は現在も保全されていることを確認した。

### **5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。**

#### **5-3-1 / 妥当である（向上目標）**

清光林業の「環境方針」及び「生物多様性を考慮した施業指針」を雇用者、委託者に教育・指導するとともに、委託者等に対しては、「施業実施仕様書」を定めている。

自ら生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、各種研修会には、積極的に参加することとしている。

#### **5-3-2 / 妥当である**

「安全作業マニュアル」「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。林業・木材産業労働災害防止協会及び関係機関が行なう研修会・講習会には、積極的に参加することとしている。

### **5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。**

#### **5-4-1 / 妥当である**

社員は全て社会保険、雇用保険、労災保険に加入している。

#### **5-4-2 / 妥当である**

「安全作業マニュアル」「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。林業・木材産業労働災害防止協会及び関係機関が行なう研修会・講習会には、積極的に参加することとしている。

## **基準6 社会・経済の便益の維持及び増進**

### **6-1. 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。**

**森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。**

#### **6-1-1 / 妥当である**

高校生を対象とした「高性能機械オペレータ体験学習」に協力しているほか、平成11年に広葉樹展示林「八千代の森」を設定し、一般市民を招いて植樹イベントなども行っている。

SGEC 森林認証の考えをより多くの人々に伝えるため、見学及び体験イベントを組み合わせた森林環境教育の場としても活かして行く計画である。

### **6-2. 入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。**

#### **6-2-1 / 妥当である**

平成 11 年に設置した広葉樹展示林「八千代の森」を、体験イベントを組み合わせた森林環境教育の場として活かしていく計画である。

#### **6-2-2 / 妥当である**

所有山林の入口付近に警告板を設置するなど、入林者に山火事防止、動植物の乱獲防止、ゴミの持ち帰りなど、マナーの啓発に努めている。

### **6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。**

#### **6-3-1 / 妥当である**

認証対象森林は、地域森林計画書において、「水土保持林」と「資源循環利用林」に区分され、「森林と人との共生林」に区分されているところはない。

#### **6-3-2 / 妥当である**

一部が、吉野熊野国立公園の第三種に含まれ、市町村森林整備計画等の基準・制限を遵守して施業を行っていることを確認した。

#### **6-3-3 / 適用除外**

認証対象森林には、森林レクリエーション施設は設置されていない。

### **6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。**

#### **6-4-1 / 適用除外**

川上村教育委員会等役場担当者への聞き取り、及び各町村誌により認証対象森林には、文化財や学術的に価値の高い森林がないことを確認した。

このため、審査委員会により、審査要件から除外した。

#### **6-4-2 / 妥当である**

認証対象林は、「岡清山」と呼ばれ、世界で最も古いといわれる吉野の人工林の施業技術が、ほぼ原形のみで今日も伝えられているところとして知られている。そして生産される木材も銘木の産地である吉野において「岡清山」の刻印が押され、とりわけ高い評価を得ており、視察等で訪れる人も多い。

清光林業では、これら吉野林業の伝統的技術等を創立 50 周年を記念して発行した記念誌「調和」にまとめており、社会一般への貢献度は非常に大きいものがある。

**6-5. 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区別されるよう努めること。**

また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

#### **6-5-1 / 妥当である**

清光林業では、今回の認証申請と同時に、関係する「山守」とともに、「清光林業グループ」での分別・表示事業体の認定も申請しており、認証林産物の分別・表示管理体制を確立するとともに、積極的に認証材の販路開拓を行っていく考えである。

#### **6-5-2 / 妥当である**

現地確認により、作業道の土留め、横断排水溝などの構築物は、間伐小径木で賄われていることを確認した。

**6-6. 対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。**

#### **6-6-1 / 妥当である**

除・間伐が適切に行われ、森林の健全性が保たれている事が現地で見て取れる。また、間伐材は高密度路網の整備により、ほぼ搬出され、さらに枝先の小径木等の残材も作業道の土留めや簡易横断溝等として有効利用されている。

#### **6-6-2 / 妥当である**

清光林業では、「環境方針」及び「生物多様性を考慮した施業指針」を定め、化石燃料の使用削減に極力努める方針である。

**6-7. 地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。**

#### **6-7-1 / 妥当である**

地元の高校の依頼で、高校生に対して林業機械体験研修を行ったり、川上村が主催する、きこりの技術を競う「そまびと」大会に従業員が毎年参加するなど、地元のイベントに参加して交流を深めるとともに、山守との親睦を深める場として「岡橋会」を設けるなど、地元との意見交換を積極的に行っている。

また、伝統的な林業地である吉野に先駆的な高密度路網を率先して導入し、山仕事の現場を若者にも魅力のあるものとしたことなどが高く評価され、社長の岡橋清元氏は、平成7年度農林水産祭林産部門において内閣総理大臣賞を受賞している。この功績は、地元関係者にも高く評価されている。

### 6-7-2 / 妥当である

先に SGEC 森林認証を取得した川上村村有林とともに、川下への森林認証材の販路拡大に努め、地元に対して、生物多様性に配慮した持続可能な森林経営の考え方を、普及していく意向である。

## 基準7 モニタリングと情報公開

### 7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを適宜実施すること。

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しを図られること。

#### 7-1-1 / 妥当である（向上目標）

巡視時及び作業完了時に実施するモニタリングのチェック項目を設定している。

上記に基づき、モニタリングを継続的に実施することとしている。

### 7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

#### 7-2-1 / 妥当である

これまで対象森林内での第三者機関によるモニタリング調査は行われていない。

なお、行政機関、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力することとしている。

### 7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

#### 7-3-1 / 妥当である

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、残されている。

病害：特になし

虫害：特になし

獣害：ニホンジカの食害 散発的に植林地に被害がある

森林火災：特になし

気象害：平成10年度に台風被害 激甚災に指定、復旧中

### 7-4. 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

#### 7-4-1 / 妥当である

管理計画・モニタリングの結果について、公開の要請があった場合は、原則として、公開する考えである。